

資料編

1 環境行政

資料 1-1 環境行政の推移資料

年 月 日	主 要 事 項
H16. 10. 12	市制施行（人口：105,464人 世帯数：41,648世帯）
H17. 2. 22	薩摩川内市環境審議会設置（21名に委嘱）
9. 1	薩摩川内市一般廃棄物計画生活排水処理基本計画策定
11. 8	蘭牟田池がラムサール条約湿地登録
H18. 4. 1	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定等の告示（市告示第152号（騒音）、第153号（振動）、第154号（悪臭））…県からの権限移譲
6. 1	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価の現況調査開始
7. 1	蘭牟田池の外来魚リリース禁止に係る規制開始
9. 19	入来都市計画用途地域の環境基準の類型指定（県告示第1437号）
9. 19	飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定（変更）（県告示第1438号）
10. 10	薩摩川内市一般廃棄物計画ごみ処理基本計画策定
10. 20	新幹線騒音に係る環境基準の類型指定（変更）（県告示第1601号）
H19. 2. 13	薩摩川内市地球温暖化防止実行計画策定
5. 8	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の候補地（川永野地区）を公表（鹿児島県）
9. 12	薩摩川内市環境基本計画策定
H20. 3. 12	第1次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
3. 28	川内川下流水域（鶴田ダムから河口まで）の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の見直し（県告示第546号）
8. 27	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る市長意見を県知事に提出
H21. 1. 8	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価準備書を受理
6. 16	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価準備書についての市長意見を県知事に提出
H22. 3. 24	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価書の縦覧終了（環境アセスの手続き終了）
H23. 3. 24	第2次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
3. 29	公共用水域に係る環境基準の類型指定（五反田川）（県告示第362号）
3. 31	騒音規制法、振動規制法に基づく地域の一部指定見直しの告示（市告示第169号（騒音）、第170号（振動））
4. 14	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定を締結
H24. 2. 10	環境保全条例による規制の対象等について薩摩川内市環境審議会に諮問
3. 30	公共用水域に係る環境基準の類型指定（川内川）（県告示第469号）
3. 30	騒音に係る環境基準の類型指定（市告示第216号）…県からの権限移譲
4. 1	川内汚泥再生処理センター供用開始 さつま町へのし尿・浄化槽汚泥処理委託を終了し、入来、祁答院地域分を同センターで処理
5. 21	環境保全条例による規制の対象等について薩摩川内市環境審議会から答申
H25. 3. 25	悪臭防止法に基づく地域の指定等を改正する告示（市告示第125号）
4. 1	薩摩川内市環境保全条例施行（H24. 9. 13公布 市条例第38号） 薩摩川内市環境保全条例施行規則施行（H24. 10. 1公布 市規則第34号）
4. 1	さつま町へのごみ処理委託を終了し、入来、祁答院地域の全てのごみを川内クリーンセンターで処理
7. 1	甌島区域の可燃ごみを島外搬出し、川内クリーンセンターで焼却開始
H27. 1. 25	川内汚泥再生処理センター「菜生くんフェア（特別目的会社（SPC）主催）」開催
3. 16	甌島国定公園の指定及び公園計画の決定告示
10. 1	下甌地域へのし尿・浄化槽汚泥を島外搬出し、川内汚泥再生処理センターで処理開始
11. 14	蘭牟田池ラムサール条約登録10周年記念イベント
H28. 3. 25	薩摩川内市環境基本計画（第2期）策定
3. 28	第3次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
3. 31	騒音規制法、振動規制法に基づく地域の一部指定見直しの告示（全部改正）（市告示第185号（騒音）、第186号（振動））
12. 22	川内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事着手
H29. 4. 1	薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画策定 川内クリーンセンター基幹的設備改良事業管理運営業務（DBO方式、長期包括委託（H29～H52））開始
R 2. 3. 31	川内クリーンセンター基幹的設備改良事業工事完了
R 2. 3. 31	薩摩川内市環境基本計画（第2期 中間見直し版）策定
R 3. 6. 8	薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言

2 大気環境

(1) 環境基準・規制基準

資料 2-1 大気環境に係る環境基準

項 目	環 境 基 準	環 境 基 準 の 評 価 方 法
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	【長期的評価】 年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% 範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (2% 除外値) を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	【長期的評価】 年間の 1 日平均のうち、低い方から 98% に相当するもの (98% 値) を環境基準 (0.06ppm) と比較して評価する。
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	【長期的評価】 年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% 範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (2% 除外値) を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。
一 酸 化 炭 素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	【長期的評価】 年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% 範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (2% 除外値) を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	—
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン※2	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。	
微 小 粒 子 状 物 質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	【短期的評価】 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの (98% 値) で評価する。 【長期的評価】 1 年平均値について評価する。

※1 環境基準の評価は、一般に、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

※2 平成 30 年 11 月 19 日付けで 0.2mg/L 以下から 0.13mg/L 以下に変更

【光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針】

非メタン炭化水素	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。
----------	---

資料 2-2 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量 (K 値規制方式)

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (Nm³/h)

K : 地域ごとに政令で定められた数値 (川内地域: 11.5 川内地域以外: 17.5)

※K の値が低いほど規制が厳しくなる。

He : 補正された排出口の高さ (m)

※ K 値は、3.0～17.5 の間で 16 ランクに分けられ、小さい値ほど厳しくなる。川内地域は、11.5 で 16 ランク中 13 ランクにあり、九州では、八代市、水俣市と同じ値。

資料 2-3 ばいじんの排出基準（抄）

令別表 第1の 番号	ばい煙発生施設	規 模	排出基準 (g/Nm ³)	備 考
1	ボイラー（ガス専焼）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満 排出ガス量 4 万以上	0.10 0.05	
	ボイラー （液体専焼又は、ガス液体混 焼）	排出ガス量 1 万 Nm ³ /h 未満 排出ガス量 1 万～4 万 Nm ³ /h 排出ガス量 4 万～20 万 Nm ³ /h 排出ガス量 20 万 Nm ³ /h 以上	0.30 0.25 0.15 0.05	既設は当分の間 0.18 既設は当分の間 0.07
	ボイラー （紙パルプ製造に伴い発生す る黒液専焼及び液体混焼）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満 排出ガス量 4 万～20 万 Nm ³ /h 排出ガス量 20 万 Nm ³ /h 以上	0.30 0.25 0.15	既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.20
	ボイラー（その他）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	0.30	既設は当分の間 0.40
9	焼成炉（石灰焼成炉のうち土中 釜以外）		0.30	
	焼成炉（耐火物製造用）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	0.20	
11	乾燥炉（骨材）		0.50	2 万 Nm ³ /h 未満の既設は当 分の間 0.60
	乾燥炉（その他）	排出ガス量 4 万 Nm ³ /h 未満	0.20	既設は当分の間 1 万 Nm ³ /h 未満 0.35 1 万～4 万 Nm ³ /h 0.30
13	廃棄物焼却炉	焼却能力 2 千 kg/h 未満	0.15	既設は当分の間 0.25
		焼却能力 2 千～4 千 kg/h	0.08	既設は当分の間 0.15
		焼却能力 4 千 kg/h 以上	0.04	既設は当分の間 0.08
30	ディーゼル機関（重油換算 50L/h）		0.10	非常用施設には当分の間 適用しなし
31	ガス機関（重油換算 35L/h）		0.05	
32	ガソリン機関（重油換算 35L/h）		0.05	

注) 1 「既設」は、昭和 57 年 6 月 1 日（廃棄物焼却炉は平成 10 年 7 月 1 日）に現に設置しているもの。

2 廃棄物焼却炉において、「既設」については平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

3 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料（灯油、軽油、A 重油）を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

※g/Nm³：温度が 0℃であり、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³あたりのばいじんの量（g）

※Nm³/h：温度が 0℃であり、圧力が 1 気圧の状態に換算した 1 時間あたりの排出ガスの最大量（m³）

資料 2-4 窒素酸化物の排出基準（抄）

令別表 第1の 番 号	ばい煙発生施設	(排出ガス量) Nm ³ /h	排 出 基 準 (ppm)				
			48.8.9 までに 設置のもの	48.8.10～ 50.12.9まで に設置のもの	50.12.10～ 52.6.17まで に設置のもの	52.6.18～ 54.8.9までに 設置のもの	54.8.10以降 設置のもの
1	ボ イ ラ ー (ガス専焼)	1 万未満	150				
	ボ イ ラ ー (液体燃焼)	50 万 以上				130	
		10 万～ 50 万	190	180	150		
		4 万～ 10 万					
		1 万～ 4 万	230				
		5 千～ 1 万	250			180 250 (52.6.18 9.9 設置のも の)	180
		5 千未満					
9	焼 成 炉 (耐火物原料製造用)		450				400
11	乾 燥 炉		250				230
13	廃棄物焼却炉 (連 続 炉)	4 万未満	300				250
13	廃棄物焼却炉 (連続炉以外のもの)	4 万以上	—	—	—	250	

注) 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油）を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2-5 塩化水素の排出基準（抄）

ばい煙発生施設	規 模	排出基準 (mg/Nm ³)
廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上、又は焼却能力 200kg/h 以上	700

資料 2-6 一般粉じん発生施設の構造基準（抄）

令別表第2 の 番 号	発 生 施 設	規 模	構 造・使 用・管 理
2	鉱物又は土石の堆積場	面積 1000m ² 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバー ・薬液の散布又は表層の締固め
3	ベルトコンベア及び バケットコンベア（鉱物、 土石、セメント）	ベルト巾 75cm 以上 又は、バケットの内 容積が 0.03m ³ 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・コンベアの積込、積降部にフード及び集じん機が設置され、 上記以外の部分に、散水設備又は、防じんカバーの設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置
4	破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石、セメント)	原動機の定格出力 75kw 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・フード及び集じん機の設置
5	ふるい (鉱物、岩石、セメント)	原動機の定格出力 15kw 以上	・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置

(2) 測定結果

資料 2-7 二酸化硫黄 (SO₂) 濃度の測定結果

(単位:ppm)

測 定 局		年度	年平均値	1時間値が 0.1ppm を超えた時間数と その割合		1時間値の1日平均 値が 0.04ppm を超え た時間数とその割合		1 時間値 の最高値	日平均値の 2 %除外値	日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 えた日が2日 以上連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価	
				時間	%	時間	%					
鹿 児 島 県	環境放射線 監視センター	R3	施設廃止									
		R2	0.001	0	0	0	0	0.046	0.003	無	○	
		R1	0.001	0	0	0	0	0.057	0.006	無	○	
		30	0.001	0	0	0	0	0.061	0.005	無	○	
		29	0.001	0	0	0	0	0.038	0.003	無	○	
	隈之城	R3	0.001	0	0	0	0	0.050	0.003	無	○	
		R2	0.001	0	0	0	0	0.027	0.004	無	— ※	
	寄 田	R3	0.001	0	0	0	0	0.048	0.004	無	○	
		R2	0.001	0	0	0	0	0.100	0.004	無	○	
		R1	0.001	0	0	0	0	0.068	0.006	無	○	
		30	0.001	0	0	0	0	0.088	0.005	無	○	
		29	0.001	0	0	0	0	0.089	0.003	無	○	
	薩摩川内 測 定 局 (自動車排ガス測定局)	R3	0.001	0	0	0	0	0.032	0.003	無	○	
		R2	0.001	0	0	0	0	0.100	0.004	無	○	
		R1	0.001	0	0	0	0	0.052	0.005	無	○	
		30	0.001	0	0	0	0	0.054	0.005	無	○	
		29	0.001	0	0	0	0	0.042	0.004	無	○	
九 州 電 力	久 見 崎	R3	0.002	0	0	0	0	0.030	0.007	無	○	
		R2	0.003	1	0	0	0	0.048	0.007	無	○	
		R1	0.003	0	0	0	0	0.054	0.009	無	○	
		30	0.003	0	0	0	0	0.063	0.007	無	○	
		29	0.004	1	0	0	0	0.105	0.007	無	○	
	水 引	R3	0.003	0	0	0	0	0.027	0.005	無	○	
		R2	0.003	0	0	0	0	0.041	0.006	無	○	
		R1	0.003	0	0	0	0	0.064	0.009	無	○	
		30	0.003	0	0	0	0	0.070	0.007	無	○	
		29	0.003	0	0	0	0	0.049	0.007	無	○	
	西 方	R3	0.003	0	0	0	0	0.035	0.009	無	○	
		R2	0.003	0	0	0	0	0.034	0.006	無	○	
		R1	0.003	0	0	0	0	0.064	0.008	無	○	
		30	0.003	0	0	0	0	0.056	0.006	無	○	
		29	0.003	0	0	0	0	0.042	0.006	無	○	
	高 城	R3	0.002	0	0	0	0	0.034	0.004	無	○	
		R2	0.002	0	0	0	0	0.043	0.005	無	○	
		R1	0.002	0	0	0	0	0.044	0.006	無	○	
		30	0.002	0	0	0	0	0.099	0.006	無	○	
		29	0.002	0	0	0	0	0.080	0.006	無	○	
環 境 基 準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。										
環境基準の評価方法		年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】										

[資料：鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

※評価に必要な日数を満たしていないため、評価対象外

資料 2-8 二酸化窒素（NO₂）濃度の測定結果

(単位：ppm)

測 定 局		年度	1 日平均値 (98%値)	1 時 間 値		環境基準の 長期的評価	
				年平均値	最高値		
鹿 児 島 県	環境放射線 監視センター	R3	施設廃止				
		R2	0.008	0.004	0.029	○	
		R1	0.009	0.004	0.032	○	
		30	0.009	0.004	0.072	○	
		29	0.010	0.005	0.049	○	
	隈之城	R3	0.006	0.003	0.018	○	
		R2	0.005	0.004	0.012	— ※	
	寄 田	R3	0.003	0.002	0.009	○	
		R2	0.004	0.002	0.018	○	
		R1	0.004	0.002	0.010	○	
		30	0.004	0.002	0.011	○	
		29	0.004	0.002	0.019	○	
	薩摩川内 測 定 局 (自動車排ガス測定局)	R3	0.011	0.006	0.029	○	
		R2	0.011	0.006	0.030	○	
		R1	0.013	0.007	0.047	○	
		30	0.014	0.008	0.035	○	
		29	0.014	0.008	0.033	○	
	九州電力	高 城	R3	0.003	0.003	0.011	○
			R2	0.003	0.003	0.012	○
			R1	0.003	0.003	0.011	○
30			0.003	0.003	0.019	○	
29			0.004	0.003	0.017	○	
環 境 基 準		1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。					
環境基準の評価方法		年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%範囲内にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (2%除外値) を環境基準 (0.06ppm) と比較して評価する。【長期的評価】					

[資料：鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

※評価に必要な日数を満たしていないため、評価対象外

資料 2-9 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の測定結果

(単位:mg/m³)

測 定 局		年度	1 時 間 値		日平均値の 2%除外値	日平均値が0.1mg/m ³ を 超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の 長期的評価	
			年平均値	最高値				
鹿 児 島 県	環境放射線 監視センター	R3	施設廃止					
		R2	0.015	0.102	0.033	無	○	
		R1	0.016	0.095	0.033	無	○	
		30	0.019	0.142	0.039	無	○	
		29	0.019	0.187	0.045	無	○	
	隈之城	R3	0.013	0.083	0.026	無	○	
		R2	0.018	0.080	0.047	無	— ※	
	寄 田	R3	0.015	0.101	0.029	無	○	
		R2	0.017	0.136	0.044	無	○	
		R1	0.017	0.071	0.035	無	○	
		30	0.018	0.104	0.038	無	○	
		29	0.018	0.097	0.050	無	○	
	薩摩川内 測 定 局 (自動車排ガス測定局)	R3	0.014	0.093	0.028	無	○	
		R2	0.015	0.117	0.036	無	○	
		R1	0.017	0.332	0.033	無	○	
		30	0.020	0.116	0.043	無	○	
		29	0.020	0.050	0.050	無	○	
	九 州 電 力	久 見 崎	R3	0.015	0.150	0.034	無	○
			R2	0.020	0.851	0.074	無	○
			R1	0.020	4.993	0.041	無	○
30			0.020	2.105	0.044	無	○	
29			0.019	0.140	0.048	無	○	
水 引		R3	0.015	0.151	0.031	無	○	
		R2	0.017	0.300	0.045	無	○	
		R1	0.018	1.858	0.045	無	○	
		30	0.019	0.281	0.043	無	○	
		29	0.018	0.169	0.045	無	○	
西 方		R3	0.012	0.120	0.028	無	○	
		R2	0.015	0.106	0.040	無	○	
		R1	0.014	0.141	0.034	無	○	
		30	0.016	0.105	0.039	無	○	
		29	0.018	0.282	0.055	無	○	
高 城		R3	0.015	0.453	0.035	無	○	
		R2	0.016	1.330	0.041	無	○	
		R1	0.016	1.408	0.038	無	○	
		30	0.019	0.691	0.043	無	○	
		29	0.020	1.028	0.045	無	○	
環 境 基 準		1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。						
環境基準の評価方法		年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】						

[資料：鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

※評価に必要な日数を満たしていないため、評価対象外

資料 2-10 一酸化炭素(CO)濃度の測定結果

(単位:ppm)

測 定 局		年度	1 時 間 値		日平均値の 2%除外値	環境基準を超えた日が2 日以上連続したことの 有無	環境基準の 長期的評価
			年平均値	最 高 値			
鹿 児 島 県	薩摩川内 測 定 局 (自動車排ガス測定局)	R3	0.2	0.8	0.4	無	○
		R2	0.2	1.2	0.5	無	○
		R1	0.1	3.2	0.4	無	○
		30	0.1	1.7	0.3	無	○
		29	0.1	3.6	0.3	無	○
環 境 基 準		1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。					
環境基準の評価方法		年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2%範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が 2 日以上連続した場合には非達成と評価する。【長期的評価】					

[資料: 鹿児島県環境保全課]

資料 2-11 光化学オキシダント(O_x)濃度の測定結果

(単位:ppm)

測 定 局		年度	昼間（5～20 時）の 1 時間値			
			年平均値	最 高 値	0.06ppm を超えた	
					日 数	時 間
鹿 児 島 県	環境放射線 監視センター	R3	施設廃止			
		R2	0.03	0.09	37	275
		R1	0.031	0.096	40	232
		30	0.032	0.098	47	233
		29	0.034	0.107	66	428
	隈之城	R3	0.032	0.101	35	188
		R2	0.041	0.069	3	10
	環 境 基 準		1 時間値が 0.06ppm 以下であること。			

[資料: 鹿児島県環境保全課]

資料 2-12 非メタン炭化水素濃度の測定結果

(単位:ppmC)

測 定 局		年度	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値					
			年平均値	最 高 値	0.20ppmC を超えた		0.31ppmC を超えた	
					日数	割合 (%)	日数	割合 (%)
鹿 児 島 県	環境放射線 監視センター	R3	施設廃止					
		R2	0.09	0.51	11	3.2	4	1.2
		R1	0.08	1.13	7	1.9	2	0.5
		30	0.09	0.44	2	0.5	1	0.3
		29	0.10	0.39	7	1.9	2	0.6
	隈之城	R3	0.07	0.35	2	0.6	1	0.3
	薩摩川内 測 定 局 (自動車排ガス測定局)	R3	0.14	0.82	50	14.0	9	2.5
		R2	0.14	0.82	49	16.3	12	4.0
		R1	0.14	1.41	62	17.6	13	3.7
		30	0.16	0.58	64	17.7	13	3.6
		29	0.14	1.1	54	14.8	14	3.8
	指 針		午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。					

[資料: 鹿児島県環境保全課]

※ppmC: 炭素成分の容量濃度 (エタン (C₂H₆) が 1ppm 存在する場合、炭素数が 2 であるから、2ppmC となる。)

資料 2-13 微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度の測定結果

測 定 局		年度	1 年平均値	1 日平均値の 98%値	1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数	測定日数	環境基準の 長期的及び短期的評価
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(日)	
鹿 児 島 県	薩摩川内 測 定 局 (自動車排ガス測定局)	R3	10.9	22.3	0	362	○
		R2	12.2	27.9	2	363	○
		R1	12.4	25.7	2	365	○
		30	15.1	29.5	3	365	×
		29	15.8	33.3	5	364	×
	隈之城	R3	10.3	22.1	0	361	○
		R2	15.0	33.0	0	20	— ※
環 境 基 準		1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。					
環境基準の評価方法		1 年間の測定を通じて得られた 1 年平均値【長期的評価】及び 1 日平均値のうち 98%に相当する値【短期的評価】を環境基準と比較する。					

[資料：鹿児島県環境保全課]

※評価に必要な日数を満たしていないため、評価対象外

資料 2-14 有害大気汚染物質濃度の測定結果（年平均値）

測 定 局		年 度	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	1,3-ブタジエン	アセトアルデヒド
			μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
鹿児島県	薩摩川内 測 定 局 (自動車排ガス測定局)	R3	0.011	0.002	0.58	0.057	0.98
		R2	0.002	0.002	1.60	0.130	1.6
		R1	0.007	0.004	0.57	0.055	1.3
		30	0.015	0.007	0.78	0.083	1.8
		29	0.023	0.009	0.92	0.088	1.6
環 境 基 準			200	200	3	—	—
測 定 局		年 度	ホルムアルデヒド	ベンゾ(a)ピレン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	ジクロロメタン
			μg/m³	ng/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
鹿児島県	薩摩川内 測 定 局 (自動車排ガス測定局)	R3	1.0	0.024	0.0010	0.0084	0.49
		R2	2.0	0.090	0.0010	0.0032	1.50
		R1	1.4	0.100	0.0006	0.0026	0.47
		30	1.2	0.060	0.0062	0.0027	0.70
		29	1.2	0.084	0.0083	0.0110	1.0
環 境 基 準			—	—	—	—	150

[資料：鹿児島県環境保全課]

資料 2-15 酸性雨の状況 pH（月平均値）

測 定 局	令和3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境保健センター (鹿児島市城南町)	4.45	4.67	4.28	4.45	4.96	4.54	4.28	4.49	4.41	4.70	3.95	4.33

[資料：鹿児島県環境保全課]

(3) 届出状況

資料 2-16 ばい煙発生施設に係る届出数

ア 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設（電気事業法に基づく施設を含む）			[令和4年3月31日現在]
令別表第1の項番号	施設名	施設数	
1	ボイラー（伝熱面積10㎡以上又は燃焼能力50L/h以上のもの）	83	
9	焼成炉	76	
10	反応炉	1	
11	乾燥炉	7	
13	廃棄物焼却炉	7	
29	ガスタービン	10	
30	ディーゼル機関	79	
施設合計		263	
工場・事業場合計		86	
			[資料：鹿児島県環境保全課]
イ 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設			
	施設名	施設数	
	ボイラー（伝熱面積8㎡以上10㎡未満でかつ燃焼能力50L/h未満のもの）	26	
	工場・事業場合計	24	
			[資料：鹿児島県環境保全課]
ウ 薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設			[令和4年3月31日現在]
	施設名	施設数	
	ボイラー（伝熱面積8㎡未満でかつ燃焼能力50L/h未満のものであって、個々の伝熱面積の合計が8㎡を超えるもの）	2	
	工場・事業場合計	1	

資料 2-17 一般粉じん発生施設に係る届出数

ア 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設			[令和4年3月31日現在]
	施設名	施設数	
	コークス炉(原料処理能力50t/d以上)	0	
	鉱物又は土石の堆積場(面積1,000㎡以上)	39	
	ベルトコンベア及びバケットコンベア(ベルト幅75cm以上、バケットの内容積0.03m³以上)	37	
	破碎機及び摩砕機(定格出力75kW以上)	16	
	ふるい(定格出力15kW以上)	5	
	施設合計	97	
	工場・事業場合計	26	
			[資料：鹿児島県環境保全課]
イ 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設			
	施設名	施設数	
	鉱物又は土石の堆積場（面積500㎡以上1,000㎡未満のもの）	9	
	セメント運搬用ベルトコンベア（幅60cm以上75cm以下のもの）	0	
	動力打綿機及び製綿施設	6	
	木材チップ又は木粉の堆積場（面積300㎡以上のもの）	5	
	チップパー（定格出力2.25kW以上）	10	
	碎木機	2	
	施設合計	32	
	工場・事業場合計	24	
			[資料：鹿児島県環境保全課]

施 設 名		施 設 数
鉱物又は土石の堆積場（面積300㎡以上500㎡未満のもの）		1
ベルトコンベア	鉱物又は土石用（幅30cm以上75cm未満のもの）	66
	セメント運搬用（幅30cm以上60cm未満のもの）	0
木材チップ又は木粉の堆積場（面積150㎡以上300㎡未満のもの）		1
木材チップ吐出施設（定格出力3.75kW以上）		2
製材用帯のご盤及び丸のご盤（定格出力7.5kW以上のもの）		26
施 設 合 計		96
工 場 ・ 事 業 場 合 計		18

3 騒音・振動

(1) 環境基準

資料 3-1 騒音に係る環境基準

鹿児島県では、環境基準の類型指定について、用途地域（工業専用地域を除く。）を直接指定している。

平成24年4月1日からは、その指定を市が行うことになり、鹿児島県と同様に指定を行った。

（別添図面1参照）

H18. 9. 19 類型指定 (H18. 9. 19 鹿児島県告示1437)
H22. 8. 12 用途地域変更 (H22. 8. 12 薩摩川内市告示496)
H24. 4. 1 類型指定 (H24. 3. 30 薩摩川内市告示216)
H27. 8. 21 用途地域変更 (H27. 8. 21 薩摩川内市告示1029)
H29. 3. 28 用途地域変更 (H29. 3. 28 薩摩川内市告示120)

■一般地域

(単位：デシベル(A))

地域の 類型	時間の区分		用途地域
	昼間	夜間	
A	55	45	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	55	45	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	60	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注) 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

■道路に面する地域

(単位：デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間	70	65

注) 1 幹線交通を担う道路：

道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の車線を有する区間）
道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路

2 幹線交通を担う道路に近接する空間：

2車線以下の車線を有する道路の場合 ⇒ 道路の敷地の境界線から15mまでの範囲

2車線を越える車線を有する道路の場合 ⇒ 道路の敷地の境界線から20mまでの範囲

3 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

■屋内へ透過する騒音に係る基準

(単位：デシベル(A))

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	45	40

注) 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3-2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

鹿児島県では、用途地域を参考に環境基準の類型を指定しており、薩摩川内市内では、川内地域の下表に示す該当地域について指定されている。

（別添図面2参照）

H12. 4. 1 類型指定 (H12. 3. 24 鹿児島県告示385)
H18. 10. 20 類型指定 (H18. 10. 20 鹿児島県告示1601)

■環境基準

(単位：デシベル(A))

地域の 類型	基準値	該当地域
I	70	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内の地域であって、II類型以外の地域（住居の存在していない地域、トンネル区間（出入口から中央部方向に150mの位置を起点・終点とする。）及び河川区域を除く。）
II	75	新幹線鉄道の軌道中心線から両側300m以内にある商業地域（鉄道事業の用に供する区域を除く。）及び準工業地域（類型指定当時の用途地域区分）

(2) 規制基準

資料 3-3 工場等に係る騒音規制基準

- ・騒音規制法に基づく特定工場等
- ・薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設を有する工場等

(別添図面3参照)

H16. 4. 16 区域変更 (H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更 (一部改正) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)
H28. 4. 1 区域変更 (H28. 3. 31 薩摩川内市告示 185)
R 2. 4. 1 区域変更 (一部改正) (R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 551)

■特定工場等又は要保全施設を有する工場等に係る騒音の規制基準

(単位：デシベル(A))

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分		
		昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
第1種区域	第一種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び他の区域に属さない区域	60	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び勝目町・矢倉町・山之口町・上甕町の各一部	65	60	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域及び久見崎町の一部	70	65	55

注) 時間の区分 / 朝:午前6時～午前8時 昼間:午前8時～午後7時 夕:午後7時～午後10時 夜間:午後10時～翌日午前6時

資料 3-4 建設作業に係る騒音規制基準 (騒音規制法に基づく特定建設作業)

(別添図面3参照)

H16. 4. 16 区域変更 (H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更 (一部改正) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)
H27. 4. 24 区域変更 (一部改正) (H27. 4. 24 薩摩川内市告示 554)
H28. 4. 1 区域変更 (H28. 3. 31 薩摩川内市告示 185)
R 2. 4. 1 区域変更 (一部改正) (R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 551)

■特定建設作業に係る騒音の規制基準

対象となる建設作業	区域の区分	騒音の 大きさ の限度	作業禁止時間帯	1日当たり の作業時間 の制限	同一場所 における作業 時間の制限	日曜・休日 の作業
くい打機、くい抜機等 びょう打機 さく岩機 空気圧縮機 コンクリートプラント アスファルトプラント バックホウ トラクターショベル ブルドーザー を使用する作業	第1号区域	85 デシベル (A)	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間	連続6日	禁止
	第2号区域		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間		

注) 第1号区域 : 資料3-3の表に掲げる第1種区域、第2種区域及び第3種区域

同表に掲げる第4種区域のうち、騒音による影響に特に配慮が必要な施設の周辺区域(学校、保育所、病院、診療所(入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内の区域)

第2号区域 : 同表に掲げる第4種区域のうち、騒音による影響に特に配慮が必要な施設の周辺区域を除いた区域

資料 3-5 自動車騒音に係る要請限度

(別添図面3参照)

H16. 4. 16 区域変更 (H16. 4. 9 鹿児島県告示 788)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 152)
H23. 4. 1 区域変更 (一部改正) (H23. 3. 31 薩摩川内市告示 169)
H28. 4. 1 区域変更 (H28. 3. 31 薩摩川内市告示 185)
R 2. 4. 1 区域変更 (一部改正) (R 元 12. 1 薩摩川内市告示 551)

■自動車騒音の要請限度

(単位：デシベル(A))

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65	55
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65	55
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	70
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域		75	70

- 注) 1 a 区域 : 資料3-3の表に掲げる第1種区域
同表に掲げる第2種区域のうち、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域 : 同表に掲げる第2種区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び他の区域に属さない区域
c 区域 : 同表に掲げる第3種区域及び第4種区域
2 幹線交通を担う道路及びその道路に近接する区域(区間)については、資料3-1の道路に面する地域の表の注釈を参照
3 時間の区分 / 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料 3-6 音響機器の使用に係る制限 (鹿児島県公害防止条例)

(別添図面4参照)

S59. 7. 23 区域指定 (S59. 5. 23 鹿児島県告示 859)
H18. 11. 19 区域変更 (H18. 9. 19 鹿児島県告示 1438)

■音響機器の使用の制限

適 用 地 域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域
対 象 営 業	飲食店、喫茶店
使用禁止時間帯	午後11時から翌日午前6時まで
対象となる音響機器	カラオケ装置、電気蓄音機、拡声装置、楽器

注) 音響機器から発生する音が外部に漏れ出ない措置を講じた場合は、適用しない。

資料 3-7 深夜営業騒音に係る規制 (鹿児島県公害防止条例、薩摩川内市環境保全条例)

■深夜営業騒音の規制

適 用 す る 条 例		鹿児島県公害防止条例	薩摩川内市環境保全条例
対 象 営 業		飲食店、喫茶店	特殊公衆浴場、ボウリング場 ゴルフ練習場、自動車駐車場 バッティングセンター
規 制 す る 時 間 帯		午後10時から翌日午前6時まで	午後10時から翌日午前6時まで
規制 基準	第1種区域	40 デシベル(A)	40 デシベル(A)
	第2種区域	45 デシベル(A)	45 デシベル(A)
	第3種区域	50 デシベル(A)	50 デシベル(A)
	第4種区域	55 デシベル(A)	55 デシベル(A)

注) 区域の区分は、資料3-3の表に掲げる区域の区分に同じ。

資料 3-8 拡声機の使用に係る制限（鹿児島県公害防止条例、薩摩川内市環境保全条例）

① 拡声機の使用を制限する区域（商業宣伝を目的とする場合に限る。）

適用する条例	薩摩川内市環境保全条例
制限する区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び学校・図書館・児童福祉施設・病院・診療所の敷地の周囲100m以内の区域

注) ③に掲げる事項を遵守して、自動車による等移動しながら使用する場合は、適用しない。

② 航空機利用の場合の制限（商業宣伝を目的とする場合に限る。）

適用する条例	薩摩川内市環境保全条例
使用禁止時間帯	午後5時から翌日午前9時まで
音量の制限	75デシベル(A)以下（地上概ね1mの位置における90%レンジの上端値）
放送の制限	・同一地域の上空で3回以上繰り返し放送しない。 ・音楽を放送しない。

注) ①に掲げる区域に限らず適用する。

③ 全般的遵守事項

適用する条例	鹿児島県公害防止条例	薩摩川内市環境保全条例 （商業宣伝を目的とする場合に限る。）
使用禁止時間帯	午後8時から翌日午前8時まで	午後8時から翌日午前8時まで
使用時間の制限	1回10分以内、15分以上の休止時間（移動しながら使用する場合を除く。）	1回10分以内、15分以上の休止時間（移動しながら使用する場合を除く。）
間隔の制限	他の拡声機と50m以上	他の拡声機と50m以上
高さの制限	地上8m以上の高さで使用しない。 （航空機利用の場合を除く。）	地上8m以上の高さで使用しない。 （航空機利用の場合を除く。）
音量の制限	65デシベル(A)以下 （音源から30mの距離における中央値）	75デシベル(A)以下（音源直下から30mの距離における90%レンジの上端値）

注) 1 ①に掲げる区域に限らず適用する。

- 2 鹿児島県公害防止条例に基づく遵守事項は、法令に特別の定めがある場合のほか、地域の風俗慣習に基づく一時的な行事や集団の整理誘導等のために使用するときは、適用しない。

資料 3-9 工場等に係る振動規制（振動規制法に基づく特定工場等）

（別添図面5参照）

H16. 4. 16 区域変更（H16. 4. 9 鹿児島県告示 789）
H18. 4. 1 地域指定（H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154）
H23. 4. 1 区域変更（一部改正）（H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170）
H28. 4. 1 地域指定（H28. 3. 31 薩摩川内市告示 186）
R 2. 4. 1 区域変更（一部改正）（R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 552）

■特定工場等に係る振動の規制基準

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び平成 26 年 10 月 9 日以前の川内都市計画区域であって、第 2 種区域に属さない区域	60	55
第 2 種区域	①近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び勝目町・矢倉町・山之口町の各一部	65	60
	②工業地域、工業専用地域及び久見崎町の一部		

注） 1 都市計画用途地域は川内地域内の指定に限る。

2 時間の区分 / 昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時

資料 3-10 建設作業に係る振動規制基準（振動規制法に基づく特定建設作業）

（別添図面5参照）

H16. 4. 16 区域変更（H16. 4. 9 鹿児島県告示 789）
H18. 4. 1 地域指定（H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154）
H23. 4. 1 区域変更（一部改正）（H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170）
H27. 4. 24 区域変更（一部改正）（H27. 4. 24 薩摩川内市告示 555）
H28. 4. 1 地域指定（H28. 3. 31 薩摩川内市告示 186）
R 2. 4. 1 区域変更（一部改正）（R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 552）

■特定建設作業に係る振動の規制基準

対象となる建設作業	区域の区分	振動の 大きさ の限度	作業禁止時間帯	1 日当りの 作業時間 の制限	同一場所 における作業 時間の制限	日曜・休日 の作業
くい打機、くい抜機等 鋼球（建築物等破壊用） 舗装版破碎机 ブレーカー を使用する作業	第 1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間	連続 6 日	禁止
	第 2 号区域		午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	14 時間		

注）第 1 号区域：資料 3-9 の表に掲げる第 1 種区域及び第 2 種区域の①

同表に掲げる第 2 種区域の②のうち、振動による影響に特に配慮が必要な施設の周辺区域（学校、保育所、病院、診療所（入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 以内の区域）

第 2 号区域：同表に掲げる第 2 種区域の②のうち、振動による影響に特に配慮が必要な施設の周辺区域を除いた区域

資料 3-11 道路交通振動に係る要請限度

（別添図面5参照）

H16. 4. 16 区域変更（H16. 4. 9 鹿児島県告示 789）
H18. 4. 1 地域指定（H18. 4. 1 薩摩川内市告示 154）
H23. 4. 1 区域変更（一部改正）（H23. 3. 31 薩摩川内市告示 170）
H28. 4. 1 地域指定（H28. 3. 31 薩摩川内市告示 186）
R 2. 4. 1 区域変更（一部改正）（R 元. 12. 1 薩摩川内市告示 552）

■道路交通振動の要請限度

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注） 1 区域の区分は、資料 3-9 の表に掲げる区域の区分に同じ。

2 時間の区分 / 昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～翌日午前 8 時

(3) 測定結果

資料 3-1 2 環境騒音測定結果（薩摩川内市調査分）

区分	類型	測定地点			測定日	等価騒音レベル (デシベル(A))		交通量 (台/10分間)			備考 (適合率)
		地点名	町名	用途地域		昼間	夜間	8時	17時	平均	
一般地域	A	1 風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	—	—	—				
		2 前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	R3.12.23	46	37				
		4 前水流公園前	天辰町	第二種中高層住居専用地域	R3.12.23	44	38				
		環境基準				55	45				
		環境基準達成率				2/2	2/2				(2/2)
	B	3 九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	—	—	—				
		6 歴史資料館北側	中郷二丁目	準住居地域	R3.12.23	49	41				
		10 京セラ北側民有地	高城町	第一種住居地域	—	—	—				
		11 御陵下運動公園西側	御陵下町	第一種住居地域	—	—	—				
		32 入来文化ホール前	入来町副田	第一種住居地域	—	—	—				
		環境基準				55	45				
		環境基準達成率				1/1	1/1				(1/1)
	C	5 ホテルオートリ第3駐車場付近	白和町	近隣商業地域	R3.12.23	49	40				
		7 向田神社前	西開聞町	近隣商業地域	—	—	—				
		9 山元製材所前	上川内町	準工業地域	R3.12.23	53	45				
		環境基準				60	50				
	環境基準達成率					2/2	2/2				(2/2)
	環境基準達成率（一般地域）					5/5	5/5				(5/5)
道路に面する地域（道路端）	B	12 泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	—	—	—	—	—	—	
		13 ふく福川内店前	東大小路町	第二種住居地域	—	—	—	—	—	—	
		環境基準				65	60				
		環境基準達成率				0/0	0/0				(0/0)
	C	14 建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	—	—	—	—	—	—	
		環境基準				65	60				
		環境基準達成率				0/0	0/0				(0/0)
	幹線交通を担う道路に近接する空間	15 植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	R3.12.23	61	55	61	77	69	
		16 平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	—	—	—	—	—	—	
		17 大自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	R3.12.23	61	53	140	117	129	
		18 歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	R4.1.17	67	58	193	145	169	
		19 御陵下運動公園運動場会館前	御陵下町	近隣商業地域	—	—	—	—	—	—	
		20 九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	R4.1.17	69	62	354	322	338	
		21 大和本部前	神田町	商業地域	R4.1.24	63	54	93	66	80	
		22 翔葉川内営業所前	国分寺町	準住居地域	—	—	—	—	—	—	
		23 トーゴスーパー（跡地）前	高城町	工業地域	R4.2.3	64	56	117	116	117	
		24 ネクストニューヨーク第一駐車場前	上川内町	準工業地域	R4.1.19	71	65	151	176	162	
		33 鉄道記念館前	入来町副田	準住居地域	R4.1.24	65	59	100	79	90	
		環境基準				70	65				
		環境基準達成率				7/8	8/8				(7/8)
		42 川永野地区	川永野町	地域外	R4.1.18	71	63	66	73	70	参考
		43 都インテュアチェンジ付近	尾白江町	地域外	R4.1.18	70	63	283	213	248	参考
	環境基準達成率（道路に面する地域（道路端））					7/8	8/8				(7/8)
	環境基準達成率（全体）					12/13	13/13				(12/13)

注) 1  は、環境基準を超過している。

2 備考欄の（適合率）は、昼間・夜間ともに達成した割合。

資料 3-13 環境騒音測定結果（経年）

区分	類型	測 定 地 点			等価騒音レベル（デシベル(A)）								備考	
					昼 間				夜 間					
		地 点 名		町 名	用途地域	R3	R2	R1	H30	R3	R2	R1		H30
一 般 地 域	A	1	風口自治公民館前	御陵下町	第一種中高層住居専用地域	—	—	58	59	—	—	48	46	
		2	前畑児童公園前	中郷一丁目	第二種中高層住居専用地域	46	48	—	—	37	36	—	—	
		4	前水流公園前	天辰町	第二種中高層住居専用地域	44	—	48	—	38	—	38	—	
		環 境 基 準			55				45					
		環 境 基 準 達 成 率			2/2	1/1	1/2	0/1	2/2	1/1	1/2	0/1		
	B	3	九電産業寮前	宮内町	第一種住居地域	—	57	—	52	—	47	—	48	
		6	歴史資料館北側	中郷二丁目	準住居地域	49	—	51	—	41	—	43	—	
		10	京セラ北側民有地	高城町	第一種住居地域	—	61	59	—	—	53	50	—	
		11	御陵下運動公園西側	御陵下町	第一種住居地域	—	50	—	51	—	40	—	39	
		32	入来文化ホール前	入来町副田	第一種住居地域	—	46	—	50	—	37	—	38	
		環 境 基 準			55				45					
		環 境 基 準 達 成 率			1/1	2/4	1/2	3/3	1/1	2/4	1/2	2/3		
	C	5	ホテルオートリ第3駐車場付近	白和町	近隣商業地域	49	—	—	51	40	—	—	41	
		7	向田神社前	西開開町	近隣商業地域	—	55	—	54	—	41	—	43	
		9	山元製材所前	上川内町	準工業地域	53	—	54	—	45	—	43	—	
		環 境 基 準			60				50					
		環 境 基 準 達 成 率			2/2	1/1	1/1	2/2	2/2	1/1	1/1	2/2		
環 境 基 準 達 成 率（一般地域）					5/5	4/6	3/5	5/6	5/5	4/6	3/5	4/6		
道 路 に 面 す る 地 域（道路端）	B	12	泰平寺公園前	大小路町	第一種住居地域	—	65	—	63	—	55	—	54	
		13	ふく福川内店前	東大小路町	第二種住居地域	—	65	—	64	—	57	—	57	
		環 境 基 準			65				60					
		環 境 基 準 達 成 率			0/0	2/2	0/0	2/2	0/0	2/2	0/0	2/2		
	C	14	建設業協会駐車場前	神田町	近隣商業地域	—	64	—	65	—	57	—	57	
		環 境 基 準			65				60					
		環 境 基 準 達 成 率			0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1		
	幹線交通を担う道路に近接する空間	15	植村組寮前	五代町	第一種低層住居専用地域	61	—	64	—	55	—	56	—	
		16	平佐変電所前	平佐町	第一種中高層住居専用地域	—	61	—	60	—	50	—	51	
		17	大自治公民館前	平佐町	第二種中高層住居専用地域	61	—	65	—	53	—	56	—	
		18	歴史資料館前	中郷二丁目	準住居地域	67	—	67	—	58	—	58	—	
		19	御陵下運動公園運動場会館前	御陵下町	近隣商業地域	—	71	—	70	—	61	—	61	
		20	九州電力川内営業所前	西向田町	商業地域	69	—	70	—	62	—	62	—	
		21	大和本部前	神田町	商業地域	63	—	64	—	54	—	57	—	
		22	翔薬川内営業所前	国分寺町	準住居地域	—	66	—	67	—	58	—	60	
		23	トーゴスーパー（跡地）前	高城町	工業地域	64	—	64	—	56	—	58	—	
		24	ネクストニューヨーク第一駐車場前	上川内町	準工業地域	71	70	71	71	65	62	62	63	
		33	鉄道記念館前	入来町副田	準住居地域	65	—	63	—	59	—	58	—	
		環 境 基 準			70				65					
		環 境 基 準 達 成 率			7/8	3/4	7/8	3/4	8/8	4/4	8/8	4/4		
		42	川永野地区	川永野町	地域外	71	70	67	70	63	62	59	61	参考
		43	都インテリジェンシ付近	尾白江町	地域外	70	69	70	70	63	61	61	63	参考
環 境 基 準 達 成 率（道路に面する地域（道路端））					7/8	6/7	7/8	6/7	8/8	7/7	8/8	7/7		
環 境 基 準 達 成 率（全体）					12/13	10/13	10/13	11/13	13/13	11/13	11/13	11/13		

注) は、環境基準を超過している。

資料 3-14 自動車騒音常時監視（面的評価）調査結果（薩摩川内市調査分）

測定地点 (路線名)	年度	上下 の別	車 線 数	環境 基準 類型	騒音測定結果		環 境 基 準 達 成 状 況							
					等価騒音レベル (デシベル(A))		区間 延長 (km)	住居等 戸数	達 成 戸 数			達 成 率 (%)		
					昼間	夜間			昼・夜	昼間	夜間	昼・夜	昼間	夜間
西向田町 (国道3号)	R3	上り	2	C	69	62	1.7	205	205	205	205	100	100	100
		下り	2	C	—	—			205	205	205	100	100	100
	R2	上り	2	C	(70)	(62)	1.7	205	205	205	205	100	100	100
		下り	2	C	—	—			205	205	205	100	100	100
	R1	上り	2	C	70	62	1.7	209	209	209	209	100	100	100
		下り	2	C	—	—			209	209	209	100	100	100
	H30	上り	2	C	(70)	(61)	1.7	209	209	209	209	100	100	100
		下り	2	C	—	—			209	209	209	100	100	100
環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）					70	65								
(参考) 自動車騒音の要請限度					75	70								

- 注) 1 騒音測定結果の()書きは、直近の測定結果を使用。
 2 住居等戸数は、道路端から50mの範囲内にある戸数。
 3 自動車騒音の要請限度は達成。

資料 3-15 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

■鹿児島県測定分

測 定 地 点		地域 類型	騒音測定結果				環境基準 (騒音)	振動測定結果				指針値 (振動)	備 考
			ピークレベル (デシベル(A))					ピークレベル (デシベル)					
			R3	R2	R1	H30		R3	R2	R1	H30		
1	城上町	I 類型	69	70	70	71	70	—	—	—	—	—	
2	高城町	I 類型	71	70	69	70	70	—	—	—	—	—	
3	中郷町	Ⅱ 類型	72	72	73	—	75	—	—	—	—	—	
4	平佐町	I 類型	—	—	67	—	70	—	—	—	—	—	
5	宮崎町	I 類型	70	—	70	—	70	—	58	—	—	70	

注) は、環境基準を超過している。

(資料：鹿児島県環境保全課)

■薩摩川内市測定分

測 定 地 点		地域 類型	騒音測定結果				環境基準 (騒音)	振動測定結果				指針値 (振動)	備 考
			ピークレベル (デシベル(A))					ピークレベル (デシベル)					
			R3	R2	R1	H30		R3	R2	R1	H30		
1	城上町	I 類型	75	72	72	72	70	—	—	—	—	—	
2	高城町	I 類型	—	75	75	75	70	—	—	—	—	—	
3	中郷町	I 類型	72	72	74	73	70	50	51	50	53	70	
4	東大小路町	I 類型	—	71	70	69	70	—	—	—	—	—	
5	平佐町	Ⅱ 類型	71	68	67	66	75	—	—	—	—	—	
6	宮崎町	I 類型	—	74	74	74	70	—	—	—	—	—	
7	百次町	I 類型	76	74	74	74	70	—	—	—	—	—	

注) は、環境基準を超過している。

資料 3-16 道路交通振動測定結果（薩摩川内市調査分）

路 線 名	測 定 地 点			区域 区分	車 線 数	時間 区分	要請 限度	振動測定結果				上段：交通量平均 (台/10 分間) 下段：大型車混入率 (%)			
								80%レンジの上端値 (デシベル)				R3	R2	R1	H30
	地 点 名	町 名	R3					R2	R1	H30					
国 道 3 号	24	ネクストニューヨーク 第 一 駐 車 場 前	上川内町	2 種	2	昼間	70	52	49	50	49	153 11. 1	157 16. 4	181 15. 5	168 16. 1
						夜間	65	40	39	38	37	92 10. 1	84 8. 9	91 5. 8	98 6. 4
	20	九 州 電 力 川 内 営 業 所 前	西向田町	2 種	4	昼間	70	48	—	50	—	290 5. 8	—	279 7. 4	—
	19	御陵下運動公園 運 動 場 会 館 前	御陵下町	2 種	4	昼間	70	—	51	—	50	—	279 9. 1	—	268 9. 3
	27	西 部 消 防 署 前	水 引 町	1 種	2	昼間	65	—	35	—	35	—	142 16. 1	—	146 12. 2
	28	八 幡 神 社 前	隈之城町	1 種	4	昼間	65	38	—	37	—	180 7. 8	—	185 9. 0	—
	43	都 イ ン タ ー チェンジ付近	尾白江町	1 種	4	昼間	65	45	47	46	46	183 5. 4	202 9. 0	189 8. 9	190 9. 2
国 道 2 6 7 号	18	歴 史 資 料 館 前	中郷二丁目	1 種	2	昼間	65	52	—	47	—	156 10. 3	—	184 9. 7	—
県 道 荒 川 川 内 線	26	隈 之 城 バス 停 前	隈之城町	1 種	2	昼間	65	—	47	—	46	—	143 5. 4	—	161 7. 4
県 道 川 内 串 木 野 線	29	農 協 宮 里 支 所 (跡 地) 前	宮 里 町	1 種	2	昼間	65	—	48	—	45	—	73 5. 6	—	83 3. 7
県 道 京 泊 大 小 路 線	30	別 府 自 治 公 民 館 前	宮 内 町	1 種	2	昼間	65	—	41	—	42	—	74 7. 3	—	69 6. 5
県 道 川 内 加 治 木 線	31	羅 山 前	永 利 町	1 種	2	昼間	65	50	—	47	—	192 6. 7	—	201 7. 8	—
県道百次木 場 茶 屋 線	42	川 永 野 地 区	川永野町	1 種	2	昼間	65	30 未 満	30 未 満	30 未 満	30 未 満	67 15. 7	63 15. 8	67 10. 9	69 10. 9
市道木場茶 屋隈之城線	25	ジ ェ ー ム ス 鹿 児 島 川 内 店 前	矢 倉 町	2 種	2	昼間	70	34	—	32	—	115 5. 9	—	126 6. 7	—
市道隈之城 高 城 線	13	ふく 福 川 内 店 前	東大小路町	1 種	2	昼間	65	—	45	—	43	—	191 6. 4	—	195 1. 3

注) 要請限度の超過はなし。

(4) 届出状況

資料 3-17 騒音規制に係る届出状況

① 騒音規制法に基づく特定施設

施設の種類		令和4年3月31日現在		備考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	21	322	
2	空気圧縮機等	72	847	
3	土石用破碎機等	9	149	
4	織機	0	0	
5	建設用資材製造機械	10	20	
6	穀物用製粉機	0	0	
7	木材加工機械	15	61	
8	抄紙機	1	5	
9	印刷機械	5	19	
10	合成樹脂用射出成形機	0	3	事業場数は「3 土石用破碎機等」でカウント
11	鋳造型機	0	0	

② 薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設

施設の種類		令和4年3月31日現在		備考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	7	27	
2	空気圧縮機等	13	31	
3	冷凍機	39	218	
4	走行クレーン	1	1	
5	クーリングタワー	8	33	
6	自動式車両洗浄施設	13	16	
7	土石用破碎機等	0	0	
8	動力打綿機等	3	3	
9	建設用資材製造機械	0	0	
10	木材・竹材加工機械	4	9	
11	紙工機械	1	2	
12	製造・選別機械	0	0	
13	石材引割機	5	14	

資料 3-18 振動規制に係る届出状況

○ 振動規制法に基づく特定施設

施設の種類		令和4年3月31日現在		備考
		事業場数	施設数	
1	金属加工機械	13	22	
2	圧縮機	47	256	
3	土石用破碎機等	6	128	
4	織機	0	0	
5	建設用資材製造機械	2	2	
6	木材加工機械	4	6	
7	印刷機械	5	11	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	
9	合成樹脂用射出成形機	0	3	事業場数は「3 土石用破碎機等」でカウント
10	鋳造型機	0	0	

① 騒音規制法に基づく特定建設作業

(単位：件)

建設作業の種類		R3	R2	R1	H30	H29
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	6	9	6	5	11
2	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
3	さく岩機を使用する作業	16	30	21	15	27
4	空気圧縮機（原動機の定格出力が15kW以上のもの）を使用する作業	0	2	3	1	3
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のもの）を設けて行う作業	0	0	3	1	0
6	バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のもの）を使用する作業	6	1	8	7	4
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のもの）を使用する作業	0	0	2	0	0
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のもの）を使用する作業	4	6	12	0	1

注) 番号6～8の建設機械にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

② 振動規制法に基づく特定建設作業

(単位：件)

建設作業の種類		R3	R2	R1	H30	H29
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	5	7	3	5	8
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	1	0	0	0	0
4	ブレーカーを使用する作業	11	12	16	5	18

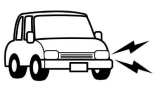
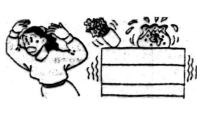
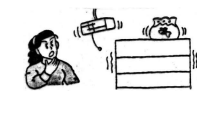
(5) 参考

資料 3-20 騒音・振動規制の対象施設

用途 区分	施 設 名		規模<< () は規定する条項>>		
			特定施設 (騒音規制法)	特定施設 (振動規制法)	要保全施設 (市条例)
金属製品の製造又は加工	圧延機械	【原動機定格出力の合計】	(1-イ) 22.5kW 以上	—	—
	製管機械		(1-ロ) 全部	—	—
	ベンディングマシン (ロール式のもの)	【原動機定格出力】	(1-ハ) 3.75kW 以上	—	—
	液圧プレス (矯正プレスを除く)		(1-ニ) 全部	(1-イ) 全部	—
	機械プレス	【呼び加圧能力】	(1-ホ) 294kN 以上	(1-ロ) 全部	(1-1) 147kN 以上 294kN 未満
	せん断機	【原動機定格出力】	(1-ヘ) 3.75kW 以上	(1-ハ) 1kW 以上	—
	鍛造機		(1-ト) 全部	(1-ニ) 全部	—
	ワイヤーフォーミングマシン		(1-チ) 全部		—
		【原動機定格出力】		(1-ホ) 37.5kW 以上	
	ブラスト (タンブラスト以外のもので 密閉式を除く)		(1-リ) 全部	—	—
	タンブラー		(1-ヌ) 全部	—	—
	切断機		(1-ル) 砥石を用いるもの		(1-2) 砥石を用いるもの 及び移動式を除く
	やすり目立機 (動力を用いるもの)		—	—	(1-3) 全部
	のこ目立機 (動力を用いるもの)		—	—	(1-4) 全部
	旋盤		—	—	(1-5) 全部
	フライス盤		—	—	(1-6) 全部
	平削盤		—	—	(1-7) 全部
	形削盤				(1-8) 全部
	乾式研摩機		—	—	(1-9) 移動式を除く
工場又は事業場に設置	空気圧縮機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kW 以上	—	(2-1) 3.75kW 以上 7.5 kW 未満
	圧縮機	【原動機定格出力】	—	—	—
		(冷凍機に付随しているものを除く) 【原動機定格出力】	—	(2) 7.5kW 以上	—
	送風機	【原動機定格出力】	(2) 7.5kW 以上	—	—
		(クーリングタワーに付随しているものを除く) 【原動機定格出力】	—	—	(2-2) 3.75kW 以上 7.5 kW 未満
	冷凍機※	【原動機定格出力】	—	—	(2-3) 3.75kW 以上
	走行クレーン	【原動機定格出力】	—	—	(2-4) 7.5kW 以上
	クーリングタワー (7.5kW 以上の送風機を有するものを除く) 【冷却水の冷却能力】		—	—	(2-5) 10m ³ /h 以上
	自動式車両洗浄施設		—	—	(2-6) 全部
土石又は鉱物の粉砕 及びふるい分	破砕機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kW 以上	(3) 7.5kW 以上	(3-1) 7.5kW 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	7.5kW 以上
	摩砕機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kW 以上	(3) 7.5kW 以上	(3-2) 7.5kW 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	7.5kW 以上
	ふるい (ふるい分機)	【原動機定格出力】	(3) 7.5kW 以上	(3) 7.5kW 以上	(3-3) 7.5kW 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	7.5kW 以上
	分級機	【原動機定格出力】	(3) 7.5kW 以上	(3) 7.5kW 以上	(3-4) 7.5kW 未満
		【個々の原動機定格出力の合計】	—	—	7.5kW 以上

用途 区分	施 設 名	規模≪ () は規定する条項≫		
		特定施設（騒音規制法）	特定施設（振動規制法）	要保全施設（市条例）
繊維製品 の製造	織機（原動機を使用するもの）	(4) 全部	(4) 全部	—
	動力打綿機（混打綿機を含む）	—	—	(4-1) 全部
	製綿施設	—	—	(4-2) 全部
建設用資材の製造	コンクリートプラント【混練機混練容量】 （気泡コンクリートプラントを除く）	(5-イ) 0.45m³ 以上	—	—
	アスファルトプラント【混練機混練重量】	(5-ロ) 200kg 以上	—	—
	コンクリート ブロックマシン	【原動機定格出力の合計】	(5) 2.95kW 以上	—
		（動力を用いるもの）	—	(5-1) 全部
	コンクリート管	製造機械 【原動機定格出力の合計】	(5) 10kW 以上	—
		製造施設 （動力を用いるもの）	—	(5-2) 全部
	コンクリート柱	製造機械 【原動機定格出力の合計】	(5) 10kW 以上	—
		製造施設 （動力を用いるもの）	—	(5-2) 全部
	穀物用製粉機 （ロール式のもの）	【原動機定格出力】 (6) 7.5kW 以上	—	—
木材又は竹材の加工	ドラムバーカー	(7-イ) 全部	(6-イ) 全部	—
	チッパー	【原動機定格出力】 (7-ロ) 2.25kW 以上	(6-ロ) 2.2kW 以上	—
	碎木機	(7-ハ) 全部	—	—
	帯のご盤	製材用 【原動機定格出力】 (7-ニ) 15kW 以上	—	(6-1) 7.5kW 以上 15kW 未満
		木工用 【原動機定格出力】 (7-ニ) 2.25kW 以上	—	(6-1) 1.5 kW 以上 2.25kW 未満
		竹材加工用 【原動機定格出力】 —	—	(6-1) 1.5 kW 以上 2.25kW 未満
	丸のご盤	製材用 【原動機定格出力】 (7-ニ) 15kW 以上	—	(6-2) 7.5kW 以上 15kW 未満
		木工用 【原動機定格出力】 (7-ニ) 2.25kW 以上	—	(6-2) 1.5kW 以上 2.25kW 未満
		竹材加工用 【原動機定格出力】 —	—	(6-2) 1.5kW 以上 2.25kW 未満
	かなな盤	【原動機定格出力】 (7-ヘ) 2.25kW 以上	—	(6-3) 1.5kW 以上 2.25kW 未満
紙の加工	抄紙機	(8) 全部	—	—
	コルゲートマシン	—	—	(7-1) 全部
	紙工機械	—	—	(7-2) 全部
印刷	印刷機	（原動機を用いるもの）	—	—
		【原動機定格出力】	(7) 2.2kW 以上	—
合成樹脂 製品の製造	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機を除く） 【原動機定格出力】	—	(8) 30kW 以上	—
	合成樹脂用射出成型機	(10) 全部	(9) 全部	—
型の製造 （鑄造用砂）	鑄型造型機（ジョルト式のもの）	(11) 全部	(10) 全部	—
加工物の製造 又は選別	ダイカストマシン	—	—	(8-1) 全部
	オシレートコンベア	—	—	(8-2) 全部
加工石材	石材引割機	—	—	(9) 全部

- ※ 1 圧縮機は冷凍機に付随するものを除く。冷凍機は、冷蔵機、空気調和機を含む。
2 騒音規制法の特定施設のある事業所は、薩摩川内市環境保全条例の要保全施設の届出は要しない。

騒音の大きさの例	大きさ (デシベル)	振動の大きさの例 (「気象庁震度階級」による地震の程度との比較)	
 飛行機のエンジン の近く	120	7	家屋の倒壊は30%以上におよび、山崩れ、地割れ、断層などが生じるような地震 
 自動車の警笛 (前方2 m)	110	6強 ～ 6弱	家屋の倒壊は30%以下で、山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人々は立っていることができない程度の地震 
 電車が通るときの ガードの下	100	5強 ～ 5弱	壁に割れ目が入り、墓石・石灯籠が倒れたり、煙突・石垣等が破損する程度の地震 
 大声による独唱 騒々しい工場の中 《騒音性難聴》	90	4	家屋の振動が激しく、不安定な花瓶等は倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は外に飛び出す程度の地震 《人体に生理的影響が生じ始める》 
 地下鉄の車内 通勤電車の車内	80	3	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面の動きがわかる程度の地震 《深い睡眠に影響がある》 
騒々しい事務所 騒々しい街頭	70	2	大勢の人に感じる程度のもので、戸・障子がわずかに動くのがわかる程度の地震 《浅い睡眠に影響が出始める》 
 静かな乗用車 普通の会話 《会話妨害》	60	1	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震 《振動を感じ始める》 
静かな事務所 《読書・思考妨害の訴え》	50	0	人体には感じないで、地震計に記録される程度 
 図書館 市内の深夜 静かな住宅地の昼 《睡眠妨害》	40		
郊外の深夜 ささやき声	30		
 置時計の秒針の音 (前方1 m) 木の葉のふれあう音	20		

注) 1 騒音の単位は、「デシベル(A)」で表す。

2 《 》書きは、人体への影響

4 悪臭

(1) 規制基準

資料 4-1 悪臭防止法に基づく規制

(別添図面6参照)

H 8. 4. 1 規制物質追加(10物質) (H 8. 3. 29 鹿児島県告示 591)
H18. 4. 1 地域指定 (H18. 4. 1 薩摩川内市告示 153)
H25. 4. 1 区域変更 (H25. 3. 25 薩摩川内市告示 125)

■悪臭防止法に基づく敷地境界における規制

単位：ppm

特定悪臭物質	川 内 地 域		その他の地域
	A 地 域 都市計画用途地域 ただし、港町及び湯島町の 都市計画用途地域は除く。	B 1 地 域 (左記以外の川内地域)	B 2 地 域 (全 域)
ア ン モ ニ ア	1	2	
メチルメルカプタン		0.002	0.004
硫 化 水 素		0.02	0.06
硫 化 メ チ ル		0.01	0.05
二 硫 化 メ チ ル		0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005		0.02
アセトアルデヒド	0.05		0.1
プロピオンアルデヒド	0.05		0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009		0.03
イソブチルアルデヒド	0.02		0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009		0.02
イソバレルアルデヒド	0.003		0.006
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9		4
酢 酸 エ チ ル	3		7
メチルイソブチルケトン	1		3
ト ル エ ン	10		30
ス チ レ ン	0.4		0.8
キ シ レ ン	1		2
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03		0.07
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001		0.002
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009		0.002
イ ソ 吉 草 酸	0.001		0.004

■悪臭防止法に基づく排出口における規制

対象悪臭物質	規 制 基 準
ア ン モ ニ ア	(悪臭防止法施行規則第3条に定める方法)
硫 化 水 素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C_m$
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	
酢 酸 エ チ ル	
メチルイソブチルケトン	
ト ル エ ン	
キ シ レ ン	

q : 流量 (Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ (m)

C_m : 各物質の敷地境界における基準 (ppm)

※ 補正された排出口の高さが5m未満のものについては、この式は適用しない。

■悪臭防止法に基づく排出水中における規制

特定悪臭物質		事業場から敷地外に排出される排出水の流量 (Q : m ³ /s) ごとに定められた値 (K) に基づく基準値					
		Q ≤ 10 ⁻³		10 ⁻³ < Q ≤ 10 ⁻¹		10 ⁻¹ < Q	
		川内地域	その他の地域	川内地域	その他の地域	川内地域	その他の地域
メチルメルカプタン	K 値	16		3.4		0.71	
	C _{Lm} (基準値)	0.03	0.06	0.007	0.01	0.002	0.003
硫化水素	K 値	5.6		1.2		0.26	
	C _{Lm} (基準値)	0.1	0.3	0.02	0.07	0.005	0.02
メチル二硫化	K 値	32		6.9		1.4	
	C _{Lm} (基準値)	0.3	2	0.07	0.3	0.01	0.07
メチル二硫化	K 値	63		14		2.9	
	C _{Lm} (基準値)	0.6	2	0.1	0.4	0.03	0.09

規 制 基 準

(悪臭防止法施行規則第4条に定める算出方法)

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm} : 排出水中の濃度 (mg/ℓ) (基準値)

k : 各物質の種類及び排出水の流量 (m³/s) ごとに定められた値 (mg/ℓ)

C_m : 各物質の敷地境界における基準 (ppm) …前ページを参照

(2) 測定結果

資料 4-2 悪臭物質測定結果 (薩摩川内市調査分)

(分析機関 : 株式会社環境検査センター)

■中越パルプ工業 (株) 川内工場

採取年月日	悪臭物質名 (ppm)				天候	気温 (°C)	風向	風速 (m/s)	備考
	硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル					
R 3. 7. 6	<0.002	0.0003	<0.001	<0.0009	晴	33.6	静穏	—	
R 3.11.17	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	晴	13.6	静穏	—	
規制基準	0.02	0.002	0.01	0.009					

■川内酒造協同組合焼酎粕飼料化工場

採取年月日	悪臭物質名 (ppm)	天候	気温 (°C)	風向	風速 (m/s)	備考
	アセトアルデヒド					
R 3.11.17	<0.005	晴	15.2	南南東	2.8	
規制基準	0.1					

■鹿児島くみあいチキンフーズ (株) 川内工場

採取年月日	悪臭物質名 (ppm)			天候	気温 (°C)	風向	風速 (m/s)	備考
	アンモニア	硫化水素	トリメチルアミン					
R 3. 7. 6	0.3	<0.002	<0.0005	曇	33.5	南	1.8	
規制基準	2	0.02	0.02					

■有限会社縄文

採取年月日	悪臭物質名 (ppm)						天候	気温 (°C)	風向	風速 (m/s)	備考
	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	アンモニア	硫化水素					
R 3. 7. 6	<0.003	<0.0001	<0.00009	<0.0001	1.2	<0.002	曇	32.2	静穏	—	
規制基準	0.07	0.002	0.002	0.004	2	0.06					

資料 4-3 中越パルプ工業の悪臭物質自主測定結果

採 取		悪臭物質濃度 (ppm)				測定 地点	気象条件			
年月日	時刻	硫化水素	メチル メルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル		天候	気温 (℃)	風向	風速 (m/s)
R 3. 4. 22	11:35	<0.001	<0.001	ND	ND	10	晴	24.5	東	3.0～ 4.0
	11:38	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	11				
	11:42	ND	<0.001	ND	ND	12				
R 3. 7. 28	11:47	<0.001	<0.001	<0.001	ND	6	晴	30.7	北西	3.0
	11:52	ND	<0.001	<0.001	ND	5				
	11:42	ND	<0.001	0.002	<0.001	4				
R 3. 10. 27	11:10	<0.001	ND	ND	ND	6	晴	20.8	北	3.0
	10:57	<0.001	<0.001	<0.001	ND	7				
	11:00	<0.001	ND	ND	ND	8				
R 4. 1. 27	11:13	<0.001	<0.001	ND	ND	11	曇	8.3	北東	0.5
	11:20	<0.001	<0.001	ND	ND	10				
	11:25	<0.001	<0.001	ND	ND	9				
敷地境界線に おける規制基準		0.02	0.002	0.01	0.009					

※ ND:不検出

(資料:中越パルプ工業(株)川内工場)

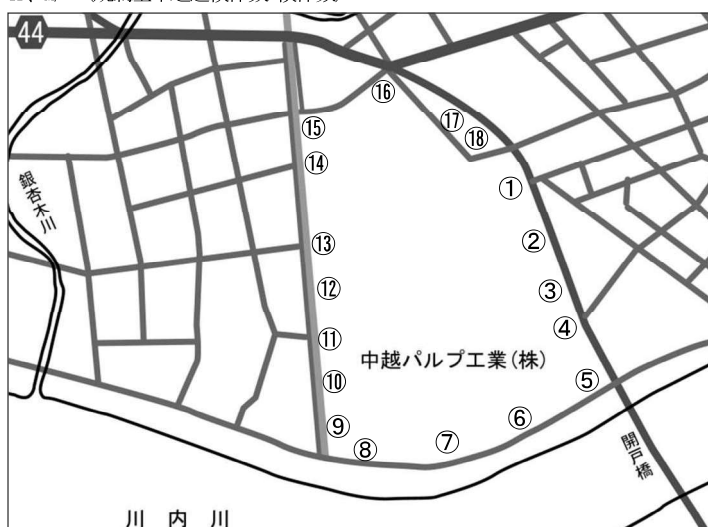
資料 4-4 中越パルプ工業の悪臭物質自主測定結果の経年変化

悪臭物質	年 度	R3	R2	R1	H30	H29	計	
硫 化 水 素	最 高 値	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.002	M/N	超過率 (%)
	m/n	0/12	0/12	0/11	0/12	0/12	0/59	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		
メ チ ル メルカプタン	最 高 値	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	M/N	超過率 (%)
	m/n	0/12	0/12	0/11	0/12	0/12	0/59	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		
硫 化 メ チ ル	最 高 値	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	M/N	超過率 (%)
	m/n	0/12	0/12	0/11	0/12	0/12	0/59	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		
二 硫 化 メ チ ル	最 高 値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	M/N	超過率 (%)
	m/n	0/12	0/12	0/11	0/12	0/12	0/59	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		
計	m/n	0/48	0/48	0/44	0/48	0/48	0/236	0
	超過率 (%)	0	0	0	0	0		

※ 1 最高値の単位 (ppm)

(資料:中越パルプ工業(株)川内工場)

2 m/n、M/N (規制基準超過検体数/検体数)



(3) 届出状況

資料 4-5 薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設設置状況

[令和4年3月31日現在]

番号	用 途 区 分	施 設 名	事業場数	届 出 数
1	獣畜・魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	0	0
		(2) 蒸解施設		0
		(3) 乾燥施設		0
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料または肥料等の製造の用に供するもの	(1) 原料置場	1	1
		(2) 乾燥施設		0
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1) 蒸解施設	1	7
		(2) 薬液回収施設		4
4	鶏ふん乾燥を業とするものが用いるもの	鶏ふん乾燥施設	0	0

(4) 参考

資料 4-6 悪臭物質及びその主要発生源事業場

悪臭物質	主要発生源事業場	においの性質
アンモニア NH_3	畜産農業、鶏ふん乾燥場、複合肥料製造業、澱粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	し尿のような臭い
メチルメルカプタン CH_3SH	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、下水処理場等	腐ったたまねぎ臭
硫化水素 H_2S	畜産農業、クラフトパルプ製造業、澱粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等	腐った卵臭
硫化メチル $(\text{CH}_3)_2\text{S}$	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、下水処理場等	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン $(\text{CH}_3)_3\text{N}$	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等	腐った魚臭
二硫化メチル $(\text{CH}_3)_2\text{S}_2$	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、下水処理場等	腐ったキャベツ臭
アセトアルデヒド CH_3CHO	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニール製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理場等	刺激的な青ぐさい臭い
スチレン $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR 製造工場、FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等	都市ガスのような臭い
プロピオン酸 $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	脂肪酸製造工場、染色工場等	刺激的な酸っぱい臭い
ノルマル酪酸 $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	畜産事業場、化製場、澱粉工場等	汗臭い臭い
ノルマル吉草酸 $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	畜産事業場、化製場、澱粉工場等	むれた靴下の臭い
イソ吉草酸 $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	畜産事業場、化製場、澱粉工場等	むれた靴下の臭い
プロピオンアルデヒド $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルブチルアルデヒド $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
イソブチルアルデヒド $(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い
ノルマルバレールアルデヒド $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソバレールアルデヒド $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	焼き付け塗装工程を有する事業場等	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い
イソブタノール $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	塗装工程を有する事業場等	刺激的な発酵した臭い
酢酸エチル $\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのような臭い
メチルイソブチルケトン $\text{CH}_3\text{CO}-\text{CH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	刺激的なシンナーのような臭い
トルエン $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのような臭い
キシレン $\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	ガソリンのような臭い

資料 4-7 悪臭物質濃度と臭気強度の関係

(ppm)

臭気強度 悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルパレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソパレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1,000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50

(参考) 6段階臭気強度表示

臭気強度	感知する程度
0	無臭
1	やっと感知できる臭い (検知いき値濃度)
2	何の臭いであるかがわかる弱い臭い (認知いき値濃度)
3	らくに感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い